

第二十七回国 参議院内閣委員会會議録第六号

昭和三十三年十一月十一日(月曜日)午後二時十一分開会

委員の異動

本日委員西田隆男君辞任につき、その補欠として井村徳二君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 上原 正吉君
大谷 藤之助君
永岡 光治君
竹下 豊次君

委員

井村 徳二君
木村 篤太郎君
田中 啓一君
伊藤 彌道君
千葉 信君
田畑 金光君
八木 幸吉君

政府委員

人事院総裁 浅井 清君
人事院事務総長 瀧本 忠男君
総務府総務局長 藤原 節夫君
内閣総理大臣 増子 正宏君
官房公務員制度調査室長
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

説明員

大蔵省主計 岸本 晋君
局給与課長

本日の会議に付した案件
○一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動を御報告いたします。ただいま西田隆男君が辞任され、井村徳二君が選任されました。

○委員長(藤田進君) なお、本日総理府事務局長今松治郎君の出席を求めましたが、病氣中で、出席できないとのことでありましたので、藤原副長官、増子内閣総理大臣官房公務員制度調査室長、これが総理府関係からの出席であります。それから人事院は、浅井総裁、瀧本給与局長、以上であります。

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○永岡光治君 きようは、今松長官が見えておりませんで、承わると、風邪のためだそうでありまして、やむを得ないと思ひますが、この前特に本案の審議を進めるに當りまして、ぜひ必要と考へられる資料を要求しておつたわけでありまして、それは、説明によりますと、人件費の差しくりによつてやると、こゝういふ趣旨でありましたので、各省庁別にその人件費をどれだけ節約でき、それを支給されるか、三十二年度当初成立した予算の内容と比較して、なぜまたさういふ財源の余裕がで

きたのか、さういふ原因を知りたいのだと、こゝういふことで資料の要求を求めたわけでありまして、これが出てこないといふのはちよつとおかしいと思ひますが、すでに総理府の方では当然資料があるものと私は解釈しておつた。それでなければ、いいかげんに、大蔵省が、出したからさうですかといふ、さういふ簡単な筋合いのものじゃないだらうと思ひます。だから、その辺のところをどうなつておるか、説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(藤原節夫君) ただいまの点につきましては、大蔵省と事前の連絡によりまして、ただいま永岡さんのおっしゃいましたように、大蔵省で出せるということでありましたので、案を出したわけでありまして、なお詳細の点につきましては、現在大蔵省において、御要求の資料を準備してるところであります。

○永岡光治君 それは、大蔵省の資料がいつごろ出るか、その点を聞きたいのですが、会期はあしたでしまいになるわけですが、衆議院でも、たぶんこゝういふ点については、追求されたかどうかかわかりませんが、したんじやないかと想像いたしますが、しかし総理府としての考え方が、大蔵省が出せることだけからそれでいいのだと、こゝういふことだけでは、責任の備に當つておる総理府としては、済まされない筋合いのものじゃないだらうか。たとえば大蔵省が何名あつて、どれくらいの経

費が要る、通産省はどれくらいあつて、どのくらいの経費が要るというのはいか。これは人件費で、また定員法の問題にも關係して参ります。あなたの方では、来年度通常国会におきまして定員法の改正をしたいといふことになつておるわけでございますから、さういふいいかげんなもので、ずさんなもので了承されたものではないと思ひます。もう少し、ほんとうに出せるのか出せないのか、それではどうしてさういふ余裕財源ができたか、その程度のこととは、まず総理府としては、把握されてしかるべきではないかと思ひますが、全然さういふことは検討されずに、ただ大蔵省が出せると言つたから、それで了承されたのか、その辺のところも経緯として伺いたいと思ひます。

○政府委員(藤原節夫君) お答えが少し簡単に過ぎましたので、御不満だと思ひますが、大蔵省が簡単にいふと言つたからといふわけではないのでありまして、大蔵省としては、それぞれ各省庁と十分連絡をし、数字をはじいた結果、いづれにおいてもその程度は可能であるという結論を出したということでありまして、それによつて私どもの方は出したわけでありまして、

○永岡光治君 それでは、お宅の方では、期末手当の額は、各省別に抑えておりますか。

○政府委員(藤原節夫君) 私の方へは、直接は各省からは参つておりませんが、これは、大蔵省に提出しまして、

大蔵省と各省の間で話し合つて、見通しをつけたわけでありまして、

○永岡光治君 さういふ程度で済まされる筋合いのものであるかどうかといふことですがね。これは、いやしくも給与関係については、お宅は責任者です。それから、それがまあどのくらい財源が要るのかもわからずに、ただ、各省庁で話し合つておるからいふと、さういふいいかげんなもので公務員の非常に大切な給与問題がまかせられるかどうか。今日まで、しばしば今松さんとは官公労の代表の諸君は見えませんが、要求しておることを私は聞きもし、またあつせんをしてきたわけでありまして、○一五では少いといふ公務員諸君の要望に對しまして、なお検討してみたいといふような意向を答へられておることも、私承知しておるわけでありまして、それならば、一体お宅の方で、○一五以上出せるものか出せないものか、その点を検討して、しかるべきものかと思ひますのであります。

○政府委員(藤原節夫君) 給与に關する所管につきましては、一応私どもも総理府の方を取りまとめをいたしておりますが、各省との關係におきまして、現実にはどれだけのものを計上し、どれだけの支出ができるかといふような点につきましては、これは、大蔵省の責任において、大蔵省の権限において進めておることでありまして、私どもは、その結論を待つて法案を作成し、提出

するということになっておりますので、財源の積算等につきまゝ、しては、私どもの方でやっておるわけではありませんで、これは、詳細については、一つ大蔵省について御質問を願いたいと思ひます。

○永岡光治君 この法律はどこが出したのですか、所管の省として。

○政府委員(藤原節夫君) 法律は、私ども総理府の方で出したわけでありま

す。

○永岡光治君 だとするならば、お宅の方で出しておるその法律案の内容について、当然質問があるということ、予想しなければならぬと思ひます。しかも、公務員の諸君が〇・一五では少いと言つておる。しかも、補正予算を組まなければだめだから、補正予算を組んでもらいたい。とてもじゃないが、補正予算を組まずにやれば、結局するところ、公務員の給与が他の面において影響を及ぼしてくる。それがタコ配になる。従つて、これは政府の立場に立つて、〇・一五をかりに支給するについても、その財源については、はつきり確保しなければならぬじゃないか、それには補正予算はぜひ必要だということを要求もし、また今日まで党も主張し、政府の方に申し入れてきたはずであります。それに基いて出してきた法律案について、あなたの方で財源がどのくらい要るのか、はつきり数字をつかんでいない。そういうことで責任を持てると思ひますか。私は持てないと思ひます。これは、各省にまかせっきりのものではない。そのためにこそ総理府というものがあ

り、そして長官まで置いて、こういう問題全体についての責任の長として

これを取扱つておるという建前になつておるわけだ。それが補正予算がどうなるかもわからないという、大蔵省と各省で話し合ひをして出せるからそれでいいのだ、そういうまかせっきりのものでは、私は責任は逃れられないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(藤原節夫君) この法案の裏づけとなる予算の総額等につきまゝでは、むしろ正確に把握したいとおるわけでありまして、各省別の交渉の内容につきまゝでは、一々大蔵省と各省との間に私どもが関与しておるわけではないということをお願いしておるわけでありま

す。

○永岡光治君 しかし、この法律案を出すに當つて、補正を組まないといふことになれば、補正を組まないでいいのかどうかというところ、お宅は積極的に検討する責任を持つておいでになると思ひますが、それをしもあなた

は否定されましようか。私は當然、果してこれでやれるかどうか検討すべきだと思ひます。そしてはつきり自信がついて、なるほどこれならやれるということになつてから、その費目をどうするといふその問題については、大蔵省と各省庁との経理当局で話し合ひをされると思ひます。〇・一五の法律はきめるが、財源はあるかないかというところについては、はつきりした数字的裏づけがなく、それであなたの方で軽々にこの法律案を出しておるというところについてはどうかと思ひます。当然私は、検討しておらなければならぬと思ひますが、どうですか。

○政府委員(藤原節夫君) ただいま申し上げましたように、〇・一五を出すことによってどれだけの費用がかかり、これが果して各省の既定経費でまかなえるかどうかという点につきまゝでは、むしろ全体においては十分検討し、話し合ひをしましたし、既定経費でまかなえるといふことの目安をつけ提出したわけでありまして、各省別の予算の執行状況につきまゝでは、これは大蔵省で押えておるわけでありま

す。同じ政府の中でありまして、大蔵省において検討し、交渉し、その結果われわれに連絡して、大丈夫であるといふことで、提出したわけであり

ます。

○永岡光治君 検討したということでありまして、数字を見て質問したいと思ひますが、〇・一五以上のものは出せないのですか。余裕源財はないのでし

ょうか、あるのでしょうか。それによつて私たちには、これがどの程度出せるという問題になれば、またそれを一つ検討して、修正案を出さなければならぬと思ひますが、どうですか。

○政府委員(藤原節夫君) 私どもの方では、人事院の勧告に基きまして、〇・一五が出せるか出せないかということ

で検討を進めて参りましたら、〇・一五は既定経費で出せる、その範囲内なら出せるということ、やつたわけでありま

す。

○千葉信君 すぐ次の質問に移したわけ、直接関連といふことではありませんが、先ほど永岡委員の問かれた問題に関連して、資料の關係であります。

本来、政府の方からこういう期末手当を増額するのかもしれないかという、こういう法案を出す場合は、やはり筋としては、この法律案とともに、この法律案の裏づけとなる予算の補正措置とか、あるいはまた、補正予算案として提案するといふやり方が私は正規のやり方だと思ひます。ところが、今度あなたの方でいろいろ検討されて、補正予算を組まなくとも、既定予算の方から出せるのだというお考えで出されたやうですが、そこで、この間提案理由の説明を聞きまして直後に、永岡委員の方から、果してそういう措置が予算上とれるかどうかといふことについて明確にする必要があるから、先ほど来問題になつておるような資料の提出を求めたわけでありま

す。ところが、その資料は提出されておらないし、何か大蔵省の方との話し合ひでは、出せるという話だから、自分の方では、それ以上はあえて各省別に明確にしないで、大

体全体として出せるだらうといふので、この法律案を提案されたといふ、

こういう経過になつておるやうな御答弁であります。

そうなりますと、あなたの方では、大蔵省の方と連絡して、何か既定予算の中で方法を講ずることが出来るかもしれないといふ見解を持たれたとして、

国会の方の立場としては、やはりこういう法律案を審議するに當つては、果してそういうのはつきりした根拠があるのかどうか。實際上、予算にそ

ういふ補正を組まなくともやれるやうな条件があるのかないのかといふことがはつきりしないと、国会としては、

一体何を根拠としてこの法律案を、これが通過すれば〇・一五支給できるといふ自信を持つて国会を通すことが一

体できるのか、こういうことになつてしまふと思ひます。ですから、あな

たの方で大蔵省の方と、その資料の關係で、この法律案の審議にどうしても必要なんだから、大蔵省の方からすぐ出してもらへるやうにするなり、さもなければ、あなたの方で大蔵省の方と、

こういう法律案を提案するに當つて折衝されたその根拠、その数字、あなたの方がつかんでおられるそのところのものを

出してもらはぬと、補正予算は出てきてない、法律案だけ出てきておる。いや、大蔵省に聞いたら、一

体そういうやり方は可能だと言つておるから、それで出したのだ、国会では、

どうですか、それを信用しますといつて通すわけにはいかぬと思ひます。やはりこの法律案を審議する前提条件としては、何といつても、そ

ういふ数字が明らかにならぬと、この審議は進まぬと思ひます。一体、いつごろまでにそういうのはつきりした資料を出して

もらへるのですか。また、どういふ答弁をはつきりあなたの方から今こ

こでいただけるかどうかによつて、私はこの問題の審議が非常に決定的になると思ひます。その点一つ、もつと

はつきりしてもらはぬと困るので

す。

○政府委員(藤原節夫君) ただいまおつちやいますように、元來経費を伴う法案でありますから、これには補正

予算をあわせて提出すべきであるといふ御趣旨は、全く同感でありまして、

その方がほんとうの姿であると思ひのであります。ただ、年度中途において起つたことでもありますから、既定

の予算の範囲内でまかなへるものならまかないたいといふ考えから検討いた

しまして、既定経費の中で十分まかな

い得るといふ結論を出して、こういう形で御審議を願つておるわけでありませう。その間の大蔵省との折衝、またその数字の根拠になるべきものにつきましても、資料を準備しておると思ひますが、もし間に合わない場合は、大蔵省から責任のある答弁をしてもらわなければならぬと思つておりますが、なお、折衝の状況なり、あるいは私どもの方でつかみ出した数字につきましては、直接折衝に当りました公務員制度調査室からお答えをいたしたいと思ひます。

○政府委員(増子正宏君) 今回の改正に伴ひまして要します経費は、いわゆる一般職の公務員のほかに、関連いたしました、特別職の職員につきましても必要が出て参るわけでございます。なお、その他政府機関とか、あるいは地方公務員等にも関係をはたして参るわけでございますが、それら関係のところを全部含めました所要額、〇・一五をふやすことによつて必要な経費をいたしました。大体八十五億でございますが、会計別に申しますと、一般会計で二十四億でございます。そのうち国家公務員、いわゆる特別職を含む国家公務員としましては約十六億でございます。特別会計につきましては大体十億でございます。この一般会計、特別会計あわせました分が直接政府の予算という形になるわけでございますが、これは会計別に、さらに各省庁別に分れておるわけでございます。これらの経費をいかにしてまかなうかという点につきましては、この所要額は、大蔵省に総額で私ども折衝いたしますが、具体的な各省庁の所要額になりますと、これは、現在の仕組みに

おきましては、大蔵省と各省庁とが個別に折衝するといふ形になる点は、御承知の通りでございます。そういう形で、大蔵省としましては、各省庁からそれぞれ予算の執行状況につきまして、最近の状況及び今年度内の見通しといふものの報告を徴したわけでございます。その結果、この程度の所要額については、既定経費内でまかなえるという見込みがたちましたために、この点について特別の予算の補正を行わないといふことになったわけでございます。

○千葉信君 お話を聞いて、大体どういふ経過措置がとられたかはわかりませんが、最も問題になりますことは、総額はもちろんのことですけれども、各省庁別に一体そういう差し繰りがつくのかつかないのかということが、私は一番問題の中心であらうと思ひます。そういう点について、あなたの方で、各省庁ごとに大蔵省の方と折衝して、大体そういう点についてははつきり実行できる見通しがたつたからというお話でございますが、その点が、この法律案を審議するに當つて、果してそういう事実があるのかないのかというところがここで明らかにならぬと、法律家の審議は進まぬという条件が国会としては出てくるわけですね。特にこれは、そこまで申し上げる必要はまだないかと思ひますが、この期末手当の増額に関連して、単に国家公務員だけにあらず、たとえば例を引きますと、三公社のうちどのどれかの関係、三公社のうちで、どこかでそういう方法がとれないような状態の予算になつておるところは、たちまちその問題が起つてくると思ひます。そういう公社の関

係もそうだし、各省庁別にあなたの方で、大蔵省と各省庁とが個別に折衝して、まあ大丈夫だといふことになつたといふことを言われても、その答弁だけでは、私も、各省庁に十分自信があり、そういう事実があるといふことをここで確認できない。はつきりといふので、こういう一つの便法措置をとつても、今度は予算の差し繰りがつくなどということを確認する措置が必要だ。それはやっぱりあなたの方から、今のような総額の説明ではなく、各省庁と大蔵省との間で行われた折衝の過程で出てきた数字、どれくらい余つてゐるか、余つてゐる金額がこれこれだから、この分からの金額を出せるといふことがはつきりしないと、これは審議が進まぬのじゃないかと思ひます。その点はどうですか。

○政府委員(藤原節夫君) これはどうも、大蔵省の方からその内容については御説明を願わなければ、御納得がいかぬかと思ひます。各省の予算の執行の状況を押さへ、かつまたこの今後の措置につきましても、今の各省と大蔵省との間の話し合いでいっておることでありまして、私どもとしては、その話し合いの結果こうなつたといふことを、同じ政府内部のこと、大蔵省と各省との間で話がついておることであれば、これは審議をして参るといふ以外にないわけでありませう。

○千葉信君 これは、給与法の関係の所管庁といふのは、これはあなたの方の所管、設置法によりましてあなたの方の所管、あなたの方、こういう給与あるいは期末手当の関係で、はつきりと法律案と同時に補正予算の提出が行われるような条件のもとに出された

場合ならば問題にならぬと思ひます。ところが、今度の場合には、そうではなくて、補正予算の方は、これは違法とまでは言ひませんが、非常に野定的な、便法的な差し繰りの方法によつて出すといふことなんです。従つて、その責任を持つて法律案を出してゐるあなたの方で、そういう措置がとれるのだという数字をはつきりつかまずに、最も大事な予算の關係について、これは大蔵省と各省庁との折衝、国会でその点について今のようにならなければ、それは大蔵省の方から数字を聞いてくれ、大蔵省の方へ聞いてくれといふことで、あなたは、自分の方ではつきり差し繰りできるという数字をつかまずに出してゐるなら、怠慢もはなはだしきことなんです。これを全部あなたの方で、所管庁としてやつてゐる責任上、それじゃあなたたちは半分だけの仕事を、あとの半分の仕事は各省庁と大蔵省との折衝にまかしてゐる、その数字はおれの方で知らぬといふことじゃ、これは総務長官として、あなたは総務長官でないけれども、総務長官の代理で来られてゐるのですから……総務長官として職責を十分に果してここに臨んでゐると思はれない。しかも、この法律案の審議の最も中心的な問題点ですから、これはやっぱり、あなたの方でそういうことを言わずに、はつきりその数字をここにお出しにならないと、果して各省庁においてこの法律案が通つた場合に、トラブルが起らずに、問題が起らずに、この法律の実施が可能かどうかといふことは、これはそのときに問題になつてもしょうがない。今のうちに

で完全に職務を遂行しているといふことにならないと思ひます。どうですか。

○政府委員(藤原節夫君) 給与に關することは、総理府の所管であるといふようなお話でございますが、この給与に關する予算並びに経理につきましては、これは大蔵省並びに各省庁で行ふことでありまして、私どもの方は、給与制度等につきましては所管をしております。また、各省にまたがる問題あるいは各省に屬さない問題については、私どもの方の所管でございますけれども、ただいま問題になつております給与に關する予算及びその執行につきましては、直接私どもが所管いたしてゐるわけでございます。この限はやはり所管の大蔵省並びに各省の権限にも及ぶことで、私どもは、その協議、合議の結論によつて処置してゐるわけでございますから、御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 どうもかえつて話が少しこんがらがつて、おかしくなつたようですが、副長官の御答弁は、私どももその限りではわかるのです。しかし、御承知のように、給与の実施官庁としては人事院があり、それから予算の關係については大蔵省、それからそれぞれの職務を行なつてゐるところは各省庁、それはあなたのおっしゃる通りです。しかし、こういう給与の改訂の問題、または人事院の方から出た勧告をどうするかどうするかという問題、その決定、これはもう、あなたのおっしゃる通り、はつきりと総理府の所管です。あなたの方の所管です。あなたの方で、そういう人事院の勧告なら、勧告を実施するかしないかといふことを、実施するにはどういふふうにする

るか、そういうことを全部きめるのがあなたの方の仕事、大蔵省でもなければ人事院でもありません。従って今回も、あなたの方では、期末手当については人事院の勧告を一部尊重して、一五増額するのだという法律案を作られ、それを政府としては一応態度を決定して、その所管をしておるのはあなたです。従って、そういうことを決定する場合も、あなたの方たちの決定の条件としては、単に法律を作った文を書くだけじゃなくて、そういう措置をとれるのだという条件がなければ、あなたの方でできるわけにいかぬと思います。それが設置法によってもあなたの方の責任じゃないか、あなたの方の仕事でしよ。そういう予算のはっきりした見通しを持たないで、いや、予算の方は、これは大蔵省の方の所管だ。各省庁の關係だ。そんなないか、一般的な仕事の仕方ではないでしよ。あなたの方では、こりい措置がとれるのだという根拠をつかまえないで、その法律案をばかっとな国会に出す、それじゃあなたの方の仕事は完全に行われてないと思ふ。予算の方は知らないというあなたの答弁、こんなところで言えないはずだ。どうですか、その点。

○政府委員(藤原節夫君) 予算の方は知らぬと申しておるわけじゃないのであります、これはやはり大蔵省が責任を持っております。そのもとにおいて私も、同じ政府部内のことです、ありますから、それぞれ分担をしておることです。総額においていろいろ数字を出した、これは大丈夫間違いないということで提案をしておるわけでありまして、その詳細につきまし

ては、大蔵省が各省と話し合いをしておるし、また、大蔵省から御説明を申し上げたいと、こう申しておるのであります。

○永岡光治君 どうもお話を聞いております、きわめて無責任な、従って私たちが、はっきり出せるかどうか疑問なんです。私たちは国民の予算を預かっておる、予算を審議する権限を与えられておる国会議員であります。いやくもその財源がどこからどういように出されるかというところは、国民の代表として十分これを審議しなければならぬ責任を持っております。その資料すらないというに至っては、審議のしようがないわけですね。出せる出せぬというの、それをどういふうにしてどのくらい出せるかというのと、わからぬわけですね。その資料が出てないわけですね。それが第一点。そこで、具体的な例として、あなたにお尋ねするわけですが、人件費の節約等によりというのですが、どんな費目から出しているのですか。人件費だけですか。それとも何かほかの費目があるのですか。

○政府委員(藤原節夫君) おっしゃいますように、財源がどうなっておるかということは、よく御説明申し上げなければならぬと思ひます。資料も督促いたしますが、間に合わないけれども、大蔵省から責任のある御答弁を申し上げなければならぬと思ひます。なお財源の点につきましても、引き当てるものは人件費が主たるものだ、そういう表現がしてあるのですね、用しなければならぬということになるわけですが、その辺の移流用が勝手にできる筋合いのものなのか、あるいは補正を受けなければ移流用が認められない筋合いのものか、そういう費目についても、私は検討しなければならぬ責任を持っておりますが、今日のところは、審議しても全然むだだと思ひますので、これは委員長にお諮りを願いたいと思ひます。大蔵省その他関係省庁が出て、はっきりと具体的な資料がない限りは、本委員会が審議をするとはむだだと思ひます。

○委員長(藤田進君) 私から確かめますが、今質疑されておる内容は、十一月八日に来て、提案理由の説明がなされて出たものでした。それまでに事務的には適法に処理されてきて、衆議院からの送付もあつたのです。そこで、政府としては、給与担当國務大臣はないが、今松総務長官が担当者として提案をせられることになり、委員会としてはその旨を受けているわけですね。本日あなたは、その代理として見えて、答弁をなさるわけですが、その提案理由の説明によりますと、十二月十五日に支給する期末手当の額を、一五増額することとする。それは、十二月に支給するものについての人事院勧告に基いてをうたいましたというところが書いてある。そのあとに、なおそれが増額分については、従来の例にならぬというところで、それに充てる予算的なのも付して、説明がつけられてるわけですね。それであれば、それは担当が違ふということでは、総務長官としては言えないので、今言われるように、各省庁の資金繰りはどういふ状況

になるかというのを、議会に対しては、証明がつかなければならぬわけですね。その点は、やはりどうも回避されているように思われる。それはやはり問題があると思ふのです。あなたはやはり、総務長官の代理とはいえないが、副長官として、これ以上言えないということであれば、今、委員からも発言が求められますように、適当な人の出席を求めなければならぬと思ひます。あなたの所管等についてどういふ信念なんですか。

○政府委員(藤原節夫君) おっしゃいます通りに、給与担当の責任者として総務長官が当っておりますが、その代理として出席いたしておるわけでありまして、たゞいまも、法案の内容であります。今この質問の財源につきましても、既定経費をもつてまかなひ得るといふ政府部内の検討の結果を申し上げておるわけでありまして、その詳細な内訳につきましては、これは所管の財務当局、主計当局に材料を求めているわけなんです。決して回避しているわけじゃないでございせん。詳細は、こちらの方から御納得のいくように御答弁を申し上げたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) そうしますと、この法律を作る場合には、各省庁の打合せなり次官会議なり、いろいろな機関を経てこられたと思ひし、それぞれ折衝して、担当する総務長官として、どれだけの資金繰りができるかというところを、ただ単に大蔵省に電話しての意見にしろ聞いた結果、いや必ず操作ができますよ、ああそうかということ、何ら数字に個別に当たらないでお出しになっているのだとしか解釈ができないのですが、総務長官として

○政府委員(藤原節夫君) 予算の内容につきましても、これは、大蔵省が所管の官庁でございまして、大蔵省から御答弁を願ひます。

○委員長(藤田進君) ちょっと速記をとめて。

午後二時五十一分速記中止
午後三時二十六分速記開始

○委員長(藤田進君) 速記をつけて。

○永岡光治君 先般今松総務長官を通じて、大蔵省の方に要求をしていただいたわけですが、今度の期末手当の〇・一五が既定人件費の節約等によつてまかなない得ると、こういう説明がされておりましたので、予算の審議をいたしました。私達の立場としても、果してどういふ費目からどれだけ金が支出されて、間違いないでできるのかどうか、しかしその費目は、私たち、この国会として、そういうものを認めていい筋合いのものであるのかないのか、そういうもの等の点は十分検討してみなければなりませんので、各省庁別にわたりまして、明細書を出してもらつて、要求したわけでありましたが、その資料が出ておると思いますが、直ちにその資料でござりますれば、配付をいただきたいと思ひます。

○説明員(岸本晋君) ただいま永岡委員から御要求がございました、人件費の節約状況の資料でございますが、これは、たしか三十一年度、三十二年度の両方を、こまかい手当の費目別に出すようにというふうに承りました。が、私たち、至急にそのこまかい作業をやつてみたのでありますが、実はなかなか、残念ながら早急に間に合わない、と申しますのは、この三十一年度の決算後の状況でございますが、この決算は、大体大きな費目別に集計してございまして、そのこまかい手当別の内訳をとるということになりますと、これまた各省に照会を出さなければならぬので、相当の時日を要するのでございまして、もう一つ、本年度の問題といたしまして、こまかい手当が費目

別にどの程度余つてゐるかということ、実は各省としてまだ、こまかい資料を準備してゐる段階には至つてないわけでございます。それで、それじゃなせ金が余るのかわかるかということにならうかと思ひますが、これはもう、大体各省庁の会計担当の方々の見当におきまして、〇・一五はできるといふことを確信をもつてお答えになつてゐるわけでありまして、また、私も自信をもつて答えてゐるものは、これはできる——確實でございます。できないものをできるとおしやるはずがないわけでございます。そういう意味で、一応の安心はいたしてゐるわけでございます。また昨年、一昨年の例を見まして、この〇・一五、〇・二五、いずれも既定予算の経費の中で一応消化いたしてゐるわけでございます。本年度におきまして、この点は間違いないものと、私も考へてゐるわけでございます。

○永岡光治君 毎年々々そういうものを認めておるのは、私はけしからぬと思ひます。そういうずさんな大蔵省は予算を出したのかと言いたくなるわけでありまして、なぜ毎年〇・一五や〇・二五余分に与ふるような、そういうずさんな予算を国民の目をこまかして出すのですか。それがまづ問題があると思ひます。それはしばらく論議は別にいたしますが、各省庁別にできるからと言つたから、それでできたという、そういう程度では、これは、国会の審議という場合になると、そういういいかげんなもので私たち審議するわけにいかないもので、どの費目から何千万円をそれぞれ明確に出して、それはどういふ

理由のもとに余裕が生まれるのか、つまり三十二年度当初予算を審議した際における場合と、特別の事情の変更があつたと思ふのです。その事情の変更はかくかくのものである、そういうことをはっきり言わなければ、予算というものは大切なものだから、これは、国民の汗水の結晶によるところの税金でまかなうのですから、いいかげんなもので私たち審議するわけに参りません。従つて、はっきりした資料がない限り、これは審議することが無意味だと思ひますので、重ねて要望いたしますが、できるだけ具体的な数字を各省庁別にあげまして、明確にはっきり、これは出せるという裏づけのない限りは、私はこの案に早急に賛成するわけに参りませんので、その具体的な資料を早急に提出してもらつて、特に要望いたしておきます。

○説明員(岸本晋君) 御要求の資料は、できるだけ準備して急ぐことにいたすわけでございますが、ただ、最初に御指摘になりました、予算自体がずさんではないかという問題でございます。これについて釈明させていただきます。人件費の予算は、大体基本給系統のものはいわゆる定員定額で、定員に定額を乗じたもので算出いたしておるわけでございますが、年度実行中におきまして、職員の新陳代謝がございまして、古い方がやめて新しい方が入つてくる。これは、特にこの一、二年にこの傾向が激しいのでありますが、そのなりまですと、給与ベース自体が下つて参ります。そのなりまですと、当初見込んだものよりも若干の人件費に余裕が生まれて参ります。また、新陳代謝に

おける採用の時期のずれ、その間は若干の欠員もある。そういう事情でございまして、定員定額で予算を組んでおられます関係上、実行との差は必ずそこに生まれて参ります。過去何年間かの事例を見まして、約千五百億の経常的な人件費に對してはおおむね一〇・一五の程度、これは、そうした人事管理運用上の必要やむを得ない余裕額としてこれが出てきておるといふふうに見ておるわけでございます。従ひまして、当初からこの〇・一五、〇・二五の増加というところを見込んで、ずさんな予算を組んでおるといふことは絶対にないわけでございます。

○永岡光治君 それでは、三十三年度の予算も、最小限度の〇・一五の余分はあつて解釈してよろしうございまして、従来の慣例がそういうわけでございますから。

○説明員(岸本晋君) 三十三年度予算は必ずやうなるかと申しますと、これは実は、やはり来年度におきますこの新陳代謝の状況、職員の昇進状況はどうであるかということによつて相当變つて参らうかと思つ次第であります。

○永岡光治君 それは、あなたの今の説明によると、過去数年にわたつてそういう実績が出てゐるとおしやつてゐるわけですね、それでしやう。来年度に限つて特別の変更は私はないと思ひます。特に事情の変更が著しいものがあれば、それは別でありまして、このまま続く限りにおいては、同様の現象が出るものと解釈しなければならぬと主張する限りにおいて、私は、三十三年度においても、少くとも〇・一

五以上のものが出る、これははっきり言明しても差しつかえないと思ひます。定員定額であなたたちが予算を組む限りにおいて言えませんか。なぜそれが言えないのですか。それが〇・一二とか〇・一三とか、若干の変動があるといひましたしても、大よその程度のもものは出ると、さつきもおつしやつたでしやう。三十一年度ですか、〇・二五出た、こういう話ですから、ですから、私は当然それは出るものと思ふのです。従つて、そういうこともあればこそ、〇・一五といふものはなぜ出たかという原因を探究し、しきりにわたつて検討しなければならぬわけだ。そのために資料を出してもらひたい。というのが私たちの主張であるわけだ。各省庁別に、どういふ費目からどういふ原因によつてこういうものが幾ら出たかといふことを調べない限りは、将来にわたつての責任ある予算の審議に當るわけには参らないのであります。ですから、当然私、その資料を要求したいと思ふのですが、私の言う〇・一五余り、来年度において期待されるということ、あなたは否定できる理由がござりますか、ないじやありませんか。

○田畑金次君 関連して、過去数年の実績から、この程度は出るというお話しがあつたわけですが、過去数年というところ、どの年度ごろからかわかりませんが、その過去数年間を決算してみた実績がどう出た、これを一つ明日出したいと思ひたい。もうすでにこの点は、お話しのように、すでにでも出せると思ひますので、まず第一に、過去数年間の今言つたような点から見、どの程度人件費等の剰余がそれぞれ

年にあつたか、これを明日一つ出していただくことと、それから、数字で常にものをしやべり、答えておられる大蔵省が、今回のような場合に、少くとも各省庁の人員費の剰余の見直し等を数字の上で把握しないでは、こういう仕事をやらねばならぬことは、われわれとしては納得がいかなるわけですが、少くとも昭和三十三年年度の予算について、どういふ見通しの上に今回の措置をとられたか、これを明日出していただきたい。当然昭和三十一年度までは、過去数年間という言葉の中に含まれていまして、それは当然のことだと考えているので、二つの資料を明日すみやかに出していただき、それからまた、この問題の審議に入りたいと思います。

○説明員(岸本晋君) 資料の御要求の趣旨はよくわかるわけでございますが、これが永岡委員の言われたような賃目別の細かいものとなりますと、これはとうてい今のところ間に合わないものであります。総体の一般会計の人員費のしりで、どれだけの残が出たか、これでございしたら、明日でも早速に提出できると思います。

○永岡光治君 こまかい資料はわからぬといふけれども、わからぬでどうして数字が出て来るのですか。私は、積算があつて初めて総体の数字が出ることを解してあるわけで、いきなり総体をきめて、これを各費目に割り当てて、そういう無責任な仕方はないで、しょう。各省庁別にこれだけの費目が余るというふうな、私は、各費目別の集計によつて出たものと解釈せざるを得ないわけでは、そういういふわけでは、その予算をきめておられるわけでは、

か、出せるとか、出せないとか。だとすれば、これは、大蔵省の今までのつて来た方針について大きな疑問を持たざるを得ないと思ふのです。しかもまた、将来にわたつても当然でありま。これは、総額をきめるには、そのものがなくてはならぬはずなんです。その積算を私は明確にしなさいというのです。当然これは明確書ですから、今出せないはずがないのです。あなた方がこれをきめる際に、各省ときめる場合には、その資料がなくてなせ結論が出せるか。そんないふわけでは、結論で、出せるとか出せないとか方針をきめたのですか。私はそれが問題であると思ふ。どうです、その点。

○説明員(岸本晋君) ○一五の所要額は、各省庁ごとにはつきりいたしてあります。それに対しての人員費の残の見込額というものの、各省庁でははつきりしておるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、賃目別のこまかい資料を取りそろえるといふことになりま。若千日時を要するといふことを申し上げたわけでありま。

○永岡光治君 ですから、今日資料が出なければ、これは審議してもちよつと意味がないと思ふのです。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) それでは、速記を起して下さい。ただいま各委員から所要の資料要求がありました。明日十時ごろまでに○一五相当額、これに見合うか見合わないか、各省庁別に、その原資についてできるだけ詳しく資料を提出していただきたい。よろしゅうございませう。

○説明員(岸本晋君) 承知いたしました。た。

○委員長(藤田進君) 別に御発言がなければ、本日の委員会は、これにて散会いたします。

午後三時四十分散会

十一月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月一日)

十一月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、岩手県花巻市等の寒冷地手当に関する諸願(第一一七号)

一、北海道開発局勤務の常勤職員等の定員化に関する諸願(第一二二七号)

一、福島県に営林局設置の諸願(第一七七号)

一、新潟市に北陸地方建設局設置の諸願(第五八八号)

一、傷病者の増加恩給増額等に関する諸願(第五九七号)(第二七八号)

一、寒冷地手当等改訂に関する諸願(第一七八号)

一、建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する諸願(第二七六号)

一、恩給改訂に関する諸願(第二七七七号)(第三〇八八号)(第三三七二七号)

一、旧陸軍共済組合員中女子組合員に年金支給の諸願(第二八六号)

一、国家公務員等退職手当暫定措置法施行令中引揚者の外地勤務期間通算は正に關する諸願(第三四四四号)

号(第三四五号)(第三四六号)(第三四七号)

一、戦没者遺族の公務扶助料是正等に関する諸願(第三四八号)

一、愛知県小牧米軍基地の自衛隊移管反対等に関する諸願(第三三七三三三三)

一、北海道の石炭手当に関する諸願(第四五五五号)(第五四一四一四)

一、各務原旧軍用地の一部を岐阜県松山中島村郷土復興団体に払下げの諸願(第四六九九号)

一、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に關する諸願(第四八三三三三)(第五〇一五〇一五)

一、山形県朝日町の寒冷地手当に関する諸願(第四九一一一)

第一一七号 昭和三十三年十一月一日受理

岩手県花巻市等の寒冷地手当に関する諸願

諸願者 岩手県花巻市城内六二二番地 花巻市役所内花巻市教育委員会内 堀川英吉 外二十二名

紹介議員 小笠原三三男君

現行の寒冷地手当、薪炭手当支給額は採暖費にもみたず極めて不十分であつて一般生計費から支出している現状にかんがみ、寒冷地手当最高、現行の八割を十割に増額するとともに、寒冷地支給地域区分の改訂を実施し、岩手県花巻市、神宮郡の四級地を五級地にすみやかに正せられたいとの諸願。

第一二二号 昭和三十三年十一月一日受理

第一一七号 昭和三十三年十一月一日受理

福島県に営林局設置の諸願

諸願者 福島市杉表町一〇福島県町村議会議長会内 賀川常盛

紹介議員 大河原一夫君

福島県内には四十二万町歩のばく大な国有林の面積があり逐年林野行政業務が累増している現状である。しかるに現在の管轄は前橋営林局であり、地理的不便非常に大きく林野行政を非能率化せしめているから、この際福島県内に営林局の設置を願はれたいとの諸願。

第五八八号 昭和三十三年十一月一日受理

北海道開発局勤務の常勤職員等の定員化に關する諸願

諸願者 北海道札幌市北三条六全北海道開発局職員労働組合内 渡辺正勝

紹介議員 田中 一君

北海道開発局設置当初の予算額六十七億余円に對して、その行政定員は三千二百四十六名であつたが、七年余を経過した昭和三十三年年度の予算額百七十六億円に對して、その行政定員は依然として三千八百八十一名にとどめられてゐるため、事業量に對する定員不足を補うために余儀なく六千六百名の定員外職員を雇用しているが、この定員外職員は勤務上定員内職員と全く同じ仕事をしていたが身分上、給与上の差別待遇を受けてゐる境遇にあるから、行政機関職員定員法を改正してこれら定員外職員を救済せられたいとの諸願。

第一一七号 昭和三十三年十一月一日受理

岩手県花巻市等の寒冷地手当に関する諸願

諸願者 岩手県花巻市城内六二二番地 花巻市役所内花巻市教育委員会内 堀川英吉 外二十二名

紹介議員 小笠原三三男君

現行の寒冷地手当、薪炭手当支給額は採暖費にもみたず極めて不十分であつて一般生計費から支出している現状にかんがみ、寒冷地手当最高、現行の八割を十割に増額するとともに、寒冷地支給地域区分の改訂を実施し、岩手県花巻市、神宮郡の四級地を五級地にすみやかに正せられたいとの諸願。

第一二二号 昭和三十三年十一月一日受理

第一一七号 昭和三十三年十一月一日受理

福島県に営林局設置の諸願

諸願者 福島市杉表町一〇福島県町村議会議長会内 賀川常盛

紹介議員 大河原一夫君

福島県内には四十二万町歩のばく大な国有林の面積があり逐年林野行政業務が累増している現状である。しかるに現在の管轄は前橋営林局であり、地理的不便非常に大きく林野行政を非能率化せしめているから、この際福島県内に営林局の設置を願はれたいとの諸願。

第五八八号 昭和三十三年十一月一日受理

第五八八号 昭和三十三年十一月一日受理

新潟市に北陸地方建設局設置の請願
請願者 新潟市長 村田三郎外
一名

紹介議員 小柳 牧衛君

新潟県は、広大な面積を有し、わが
国第一の米産県であると共に、道路、
河川、地すべり、海岸等全国有数の土
木県であるから、新設を伝えられる北
陸地方建設局を新潟市に設置せられた
ことの請願。

第五九号 昭和三十三年十一月一日

受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願
(十五通)

請願者 大分市新川町東八 柏
亀夫外二十九名

紹介議員 矢嶋 三義君

傷病恩給は他の恩給と不均衡があるか
らこれを是正せられると共に、(一)
傷病恩給の家族加給を現在員数によつ
て支給し、又傷病年金受給者にも文官
並に支給すること、(二)旧軍人、旧
準軍人として在職中の職務に關連して
受傷又は病したるもの(本邦等におけ
る病者を含む)に傷病恩給を支給す
ること、(三)戦傷病者の目症者に対
して現行恩給法を改正して傷病年金の
処遇を与えること、(四)傷病恩給の
支給開始月を初年度請求の場合は退職
當時から、以後重症の場合は請求書提
出時から支給すること、(五)戦傷病
者戦没者遺族援護法を改正して症状増
悪並びに再発治療費の国庫負担等國家
補償の徹底を期すること、等を実施せ
られたいとの請願。

第二七八号 昭和三十三年十一月二
日受理

傷病者の増加恩給増額等に関する請願
(十二通)

請願者 大分市中上市町四八二
ノ三分分傷病軍人會
内 草本利恒外十二名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第五九号と同じで
ある。

第一七八号 昭和三十三年十一月一
日受理

寒冷地手当等改訂に関する請願

請願者 福島県会津若松市材木
町二〇九 佐藤積重外
二十六名

紹介議員 田畑 金光君

「國家公務員に対する寒冷地手当、石
炭手当及薪炭手当の支給に関する法
律」に基き現行の寒冷地手当の支給は
八割であるため、福島県公務員の生活
と勤務は暖地在住者に比較して著しく
悪条件下にある、即ち支給率算定は昭
和二十七年における燃料費、食料費、被
服費、生活費等の調査価格を基礎とさ
れたものでその後現実の生計費の高騰
にかかわらず改正されていないのでこ
れを最高限度俸給と扶養手当の月額十
割まで高め薪炭手当については人事院
勧告に基づき五千元を支給されるよう増
額改訂せられたいとの請願。

第二七六号 昭和三十三年十一月二
日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に
関する請願

請願者 東京都港区芝海岸通り
一ノ二五全建設省労働
組合内 本条嘉久雄

紹介議員 田中 一君

建設省内には定員内職員の外に、これ

と同じような職務内容、責任、勤務年
数で雇ふとされている常勤労働者一万
一千六百三十名と常勤的非常勤職員八
千六百六十六名が雇ふとされているが、そ
の処遇は不合理かつ不当であるから、そ
の定員法に基き定数規程の第二條第一項
の定数九千九百七十七名を三万四千三百
に改正し、これ等の職員を定員内職員
として処遇せられたいとの請願。

第二七七号 昭和三十三年十一月二
日受理

恩給改訂に関する請願(二通)

請願者 三重県安芸郡安濃村清
水 浅生伝一外百七十
五名

紹介議員 斎藤 昇君

退職公務員の恩給は、いまなお、未解
決の問題が残されているから、(昭和
二十八年十二月三十一日以前の退職公
務員の恩給は昭和二十七年十一月一日
以降(旧退職者は二十八年十月一日以
降)一万二千八百円給与水準に伴う假
定俸給表のまゝにすゝ置かれていたの
を一万五千五百円給与水準に伴う假
定給与額に改正すること、(昭和三十
一年六月公布の法律第一四九号「昭
和二十三年六月三十日以前に給与事由
の生じた恩給等の増額改定に関する法
律」中に規定された諸制限事項を撤廃
すること、(三)あらたに現職公務員の俸
給表が改正せられた場合これに準じて
恩給の仮定俸給表を改正すること等の
公正な法律的手段の措置を講ぜられ
たいとの請願。

第三〇八号 昭和三十三年十一月四
日受理

恩給改訂に関する請願(五通)

請願者 三重県南牟婁郡紀宝町

井田一、六二二ノ二
蔵本増市外三百九十四
名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じ
である。

第三七二号 昭和三十三年十一月四
日受理

恩給改訂に関する請願(三通)

請願者 福島県会津若松市一箕
町大字八幡字三島後甲
四八五 三浦勝弥外六
百六十一名

紹介議員 松 勇雄君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じ
である。

第二八六号 昭和三十三年十一月二
日受理

旧陸軍共済組合員中女子組合員に年金
支給の請願

請願者 東京都北区岩淵町二ノ
一八二 福地文江外七
十四名

紹介議員 岡田 宗司君

昭和二十五年十二月法律第二百五十六
号及び同二十八年八月法律第五十八
号によつて旧陸軍共済組合員中男子組
合員は全部年金を支給されたにもかか
らず女子組合員は除外されたが、
(一)女子組合員は、二十年以上男子と
ともに忠実に勤務し男子と何ら差異の
ないこと、(二)同じ女子組合員でも
旧陸軍共済組合以外の人々はずべて
男女平等に取扱われていること、(三)
現憲法からみて性別の差別のないこと
等の理由により旧陸軍共済組合男子組
合員に準ずるか、または旧一般共済組
合女子組合員と同じ要領で年金を支給

されたいとの請願。
第三四四号 昭和三十三年十一月四
日受理

國家公務員等退職手当暫定措置法施行
令中引揚者の外地勤務期間通算は正に
関する請願

請願者 鹿兒島市下荒田町二、
二二八 岩崎勝義

紹介議員 西郷吉之助君

元日本政府の外地郵政職員であつて、
配船の都合或は連合軍に留用のため歸
國が遅れ、または歸國後定員関係その
他の事情で再採用に一年以上の中間期
間を生じたことによつて、その退職の
際外地の在職期間が通算されないため
に内地勤務者との間に退職金に余り
も大きい差異が生ずることはまことに
不合理であるから、身分保留期間経過
後及び上陸後九十日、外国(滿州)百
二十日以内の再就職は勤務期間と認め
るのの規程を九十日及び百二十日の日
限を撤廃し外地における通信部内勤務
の前職は全部勤務期間と認めるとも
に、外地からの引揚者であつて自己の
意に反し退職させられた者で退職金の
意味で少額の減金を支給せられた再就
職した者の退職の際における退職金の
基礎となる外地勤務除算期間を撤廃も
しくは半減するよう関係法令をすみや
かに是正せられたいとの請願。

第三四五号 昭和三十三年十一月四
日受理

國家公務員等退職手当暫定措置法施行
令中引揚者の外地勤務期間通算は正に
関する請願

請願者 鹿兒島市那元町二、四
二一ノ一七九 三原經
秀

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第三四六号 昭和三十一年十一月四日受理
国家公務員等退職手当暫定措置法施行令中引揚者の外地勤務期間通算是正に関する請願

請願者 鹿兒島市武町一 東郷 静正
紹介議員 高野 一夫君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第三四七号 昭和三十一年十一月四日受理
国家公務員等退職手当暫定措置法施行令中引揚者の外地勤務期間通算是正に関する請願

請願者 鹿兒島市東千石町九 八 吐師栄広
紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第三四四号と同じである。

第三四八号 昭和三十一年十一月四日受理
戦没者遺族の公務扶助料是正等に関する請願

請願者 高知県吾川郡春野村 長 中島精一郎
紹介議員 寺尾 豊君
戦没者遺族の処遇に関しては、終戦後占領軍の指示により長くその途を閉ざされ七箇年余の空白ののち、ようやくその途が開かれたが、現在においてもその扶助料は低額であり、かつ文官の場合に比し著しく不均衡な状態に置かれているから、これら戦没者遺族に対する公務扶助料を文官並に増額せられる

第三四九号 昭和三十一年十一月五日受理
戦没者遺族の公務扶助料是正等に関する請願

請願者 北海道札幌市西四丁目 会内 片平久雄
紹介議員 西田 信一君
現在北海道勤務の官公吏に支給されている石炭手当は、その性格上実費弁償がたてまえであるべきにもかかわらず、実際には必要経費よりもはるかに下回る額であり、更にこれが課税の対象となつてゐることは不合理であるから、立法措置を講じて、(一)石炭手当を三、六トンに増額すること、(二)炭価は時価とすること、(三)同手

第五四二号 昭和三十一年十一月五日受理
北海道の石炭手当に関する請願

請願者 北海道札幌市北四條西 四丁目全北海道労働組合協議会内 片平久雄
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四六九号 昭和三十一年十一月五日受理
各務原旧軍用地の一部を岐阜県松山中島村郷土復興団体に払下げの請願

請願者 岐阜県海津郡平田町蛇 池松山中島村郷土復興団体内 神田基之助
紹介議員 下條 康磨君
岐阜県松山中島村(旧名)を復旧させるため、(一)近く返還される由の各務原旧軍用地八十余万坪の中西部五十八万七千七百八十八坪の一地域を中島村復興団体に払い下げること、(二)もしも同地の全面積の下げ渡しが不可能な事情ある場合は、不足の部分に對し適當なる補償を与えて郷土離散以来六十余年にわたる物質的精神的損害に對し経済的復活を与えること、(三)払い下げ代金は一反歩三十円とすること、(四)同地域内の国有建築物で不要のものについては村民の移住用としてこれを下げ渡しすること、(五)松山中島村郷土復興開拓事業のため、特別の指導援助を与えること等特段の配慮をせられたいとの請願。

第四八三三号 昭和三十一年十一月五日受理
山形県朝日町の寒冷地手当に関する請願

請願者 山形県西村山郡朝日町 長 村山善一郎
紹介議員 白井 勇君 海野 三郎君
山形県朝日町は旧西五百川村、宮宿町

と共に、勤員学徒、徴用工、国民義勇隊員、赤十字救護員、満州開拓青年義勇隊員、特別未帰還者等の戦没者遺族に遺族年金を支給せられたいとの請願。

第三三七三三号 昭和三十一年十一月四日受理
愛知県小牧米軍軍事基地の自衛隊移管反対等に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡北里 村上小針 大野春吉
紹介議員 吉田 法晴君
聞くところによると、近く愛知県小牧米軍軍事基地の返還が実現し、防衛庁が本基地の肩代りとなり拡張工事を施行するよであるが、もし本工事が実施されると百三十世帯が立退きの憂目にさらされることになり、更に関係住民の念願している平和利用の世論にも反するものであるから、本基地の自衛隊移管を取り止めると共に、本国有地を元所有者に返還せられたいとの請願。

第四五五号 昭和三十一年十一月五日受理
北海道の石炭手当に関する請願

請願者 北海道札幌市西四丁目 会内 片平久雄
紹介議員 西田 信一君
現在北海道勤務の官公吏に支給されている石炭手当は、その性格上実費弁償がたてまえであるべきにもかかわらず、実際には必要経費よりもはるかに下回る額であり、更にこれが課税の対象となつてゐることは不合理であるから、立法措置を講じて、(一)石炭手当を三、六トンに増額すること、(二)炭価は時価とすること、(三)同手

第五四二号 昭和三十一年十一月五日受理
北海道の石炭手当に関する請願

請願者 北海道札幌市北四條西 四丁目全北海道労働組合協議会内 片平久雄
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四六九号 昭和三十一年十一月五日受理
各務原旧軍用地の一部を岐阜県松山中島村郷土復興団体に払下げの請願

請願者 岐阜県海津郡平田町蛇 池松山中島村郷土復興団体内 神田基之助
紹介議員 下條 康磨君
岐阜県松山中島村(旧名)を復旧させるため、(一)近く返還される由の各務原旧軍用地八十余万坪の中西部五十八万七千七百八十八坪の一地域を中島村復興団体に払い下げること、(二)もしも同地の全面積の下げ渡しが不可能な事情ある場合は、不足の部分に對し適當なる補償を与えて郷土離散以来六十余年にわたる物質的精神的損害に對し経済的復活を与えること、(三)払い下げ代金は一反歩三十円とすること、(四)同地域内の国有建築物で不要のものについては村民の移住用としてこれを下げ渡しすること、(五)松山中島村郷土復興開拓事業のため、特別の指導援助を与えること等特段の配慮をせられたいとの請願。

第四八三三号 昭和三十一年十一月五日受理
山形県朝日町の寒冷地手当に関する請願

請願者 山形県西村山郡朝日町 長 村山善一郎
紹介議員 白井 勇君 海野 三郎君
山形県朝日町は旧西五百川村、宮宿町

第五四二号 昭和三十一年十一月五日受理
北海道の石炭手当に関する請願

請願者 北海道札幌市北四條西 四丁目全北海道労働組合協議会内 片平久雄
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四六九号 昭和三十一年十一月五日受理
各務原旧軍用地の一部を岐阜県松山中島村郷土復興団体に払下げの請願

請願者 岐阜県海津郡平田町蛇 池松山中島村郷土復興団体内 神田基之助
紹介議員 下條 康磨君
岐阜県松山中島村(旧名)を復旧させるため、(一)近く返還される由の各務原旧軍用地八十余万坪の中西部五十八万七千七百八十八坪の一地域を中島村復興団体に払い下げること、(二)もしも同地の全面積の下げ渡しが不可能な事情ある場合は、不足の部分に對し適當なる補償を与えて郷土離散以来六十余年にわたる物質的精神的損害に對し経済的復活を与えること、(三)払い下げ代金は一反歩三十円とすること、(四)同地域内の国有建築物で不要のものについては村民の移住用としてこれを下げ渡しすること、(五)松山中島村郷土復興開拓事業のため、特別の指導援助を与えること等特段の配慮をせられたいとの請願。

当は免税にすること等の実現を期せられたいとの請願。

第五四二号 昭和三十一年十一月五日受理
北海道の石炭手当に関する請願

請願者 北海道札幌市北四條西 四丁目全北海道労働組合協議会内 片平久雄
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四六九号 昭和三十一年十一月五日受理
各務原旧軍用地の一部を岐阜県松山中島村郷土復興団体に払下げの請願

請願者 岐阜県海津郡平田町蛇 池松山中島村郷土復興団体内 神田基之助
紹介議員 下條 康磨君
岐阜県松山中島村(旧名)を復旧させるため、(一)近く返還される由の各務原旧軍用地八十余万坪の中西部五十八万七千七百八十八坪の一地域を中島村復興団体に払い下げること、(二)もしも同地の全面積の下げ渡しが不可能な事情ある場合は、不足の部分に對し適當なる補償を与えて郷土離散以来六十余年にわたる物質的精神的損害に對し経済的復活を与えること、(三)払い下げ代金は一反歩三十円とすること、(四)同地域内の国有建築物で不要のものについては村民の移住用としてこれを下げ渡しすること、(五)松山中島村郷土復興開拓事業のため、特別の指導援助を与えること等特段の配慮をせられたいとの請願。

第四八三三号 昭和三十一年十一月五日受理
山形県朝日町の寒冷地手当に関する請願

請願者 山形県西村山郡朝日町 長 村山善一郎
紹介議員 白井 勇君 海野 三郎君
山形県朝日町は旧西五百川村、宮宿町

第五四二号 昭和三十一年十一月五日受理
北海道の石炭手当に関する請願

請願者 北海道札幌市北四條西 四丁目全北海道労働組合協議会内 片平久雄
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四六九号 昭和三十一年十一月五日受理
各務原旧軍用地の一部を岐阜県松山中島村郷土復興団体に払下げの請願

請願者 岐阜県海津郡平田町蛇 池松山中島村郷土復興団体内 神田基之助
紹介議員 下條 康磨君
岐阜県松山中島村(旧名)を復旧させるため、(一)近く返還される由の各務原旧軍用地八十余万坪の中西部五十八万七千七百八十八坪の一地域を中島村復興団体に払い下げること、(二)もしも同地の全面積の下げ渡しが不可能な事情ある場合は、不足の部分に對し適當なる補償を与えて郷土離散以来六十余年にわたる物質的精神的損害に對し経済的復活を与えること、(三)払い下げ代金は一反歩三十円とすること、(四)同地域内の国有建築物で不要のものについては村民の移住用としてこれを下げ渡しすること、(五)松山中島村郷土復興開拓事業のため、特別の指導援助を与えること等特段の配慮をせられたいとの請願。

第四八三三号 昭和三十一年十一月五日受理
山形県朝日町の寒冷地手当に関する請願

請願者 山形県西村山郡朝日町 長 村山善一郎
紹介議員 白井 勇君 海野 三郎君
山形県朝日町は旧西五百川村、宮宿町

第五四二号 昭和三十一年十一月五日受理
北海道の石炭手当に関する請願

請願者 北海道札幌市北四條西 四丁目全北海道労働組合協議会内 片平久雄
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(十四通)

請願者 滋賀県長浜市南昇服町 長浜税務署内 谷田芳 郎外二百八十七名
紹介議員 西川基五郎君
積雪寒冷地帯に在勤する公務員に對しては法律第二百号をもって寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当等が支給されているが、近時急速な社会情勢の推移から国民生活水準の上昇がはなはだし、現在支給を受けている寒冷地関係諸手当は生活実態にそぐわない低いものとなつてゐるから、法律を改正してこれらの寒冷地関係諸手当を増額すると共に、現在不均衡となつてゐる寒冷地手当支給地域区分を是正せられたいとの請願。

第五〇一号 昭和三十一年十一月五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願(十五通)

請願者 滋賀県長浜市長 金沢 薫外二百二十八名
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第四八三三号と同じである。

第四九一号 昭和三十一年十一月五日受理
山形県朝日町の寒冷地手当に関する請願

請願者 山形県西村山郡朝日町 長 村山善一郎
紹介議員 白井 勇君 海野 三郎君
山形県朝日町は旧西五百川村、宮宿町

第五四二号 昭和三十一年十一月五日受理
北海道の石炭手当に関する請願

請願者 北海道札幌市北四條西 四丁目全北海道労働組合協議会内 片平久雄
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四六九号 昭和三十一年十一月五日受理
各務原旧軍用地の一部を岐阜県松山中島村郷土復興団体に払下げの請願

請願者 岐阜県海津郡平田町蛇 池松山中島村郷土復興団体内 神田基之助
紹介議員 下條 康磨君
岐阜県松山中島村(旧名)を復旧させるため、(一)近く返還される由の各務原旧軍用地八十余万坪の中西部五十八万七千七百八十八坪の一地域を中島村復興団体に払い下げること、(二)もしも同地の全面積の下げ渡しが不可能な事情ある場合は、不足の部分に對し適當なる補償を与えて郷土離散以来六十余年にわたる物質的精神的損害に對し経済的復活を与えること、(三)払い下げ代金は一反歩三十円とすること、(四)同地域内の国有建築物で不要のものについては村民の移住用としてこれを下げ渡しすること、(五)松山中島村郷土復興開拓事業のため、特別の指導援助を与えること等特段の配慮をせられたいとの請願。

第四八三三号 昭和三十一年十一月五日受理
山形県朝日町の寒冷地手当に関する請願

請願者 山形県西村山郡朝日町 長 村山善一郎
紹介議員 白井 勇君 海野 三郎君
山形県朝日町は旧西五百川村、宮宿町

第五四二号 昭和三十一年十一月五日受理
北海道の石炭手当に関する請願

請願者 北海道札幌市北四條西 四丁目全北海道労働組合協議会内 片平久雄
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第四六九号 昭和三十一年十一月五日受理
各務原旧軍用地の一部を岐阜県松山中島村郷土復興団体に払下げの請願

及び大谷村の合併によつて昭和二十九年十一月一日発足した町であるが、合併前の寒冷地手当が四級地と五級地となつてゐたため現在同一町において当該手当の支給上極めて不合理が生じている上、寒冷度その他から考へて一律に五級が当然と考へられるから、本町の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいとの請願。